

# 市民憲章とは？

事務局作成

## 市民憲章とは何か？

計画哲学研究所所長の三輪真之（みわ まゆき）氏著の「市民憲章とまちづくり」では、市民憲章は「都市の行政目標を示す公的な文書」と言われ、市民相互の連帯感や共感を醸成することに主眼が置かれ、願望的状况を歌った誓約書のようなものとされています。もう少し簡潔な言い方をすると、島田市の未来に向けて市民の皆様が生活する上で「目標や規範となるもの」と言えます。

## 憲章の意味は？

辞書によれば、重要で根本的なことを定めた取り決め。特に、基本的な方針や施策などをうたった宣言書や協約のこと。具体例では、「国連憲章」「児童憲章」といったものがあります。

## 市民憲章の目的は？

### なぜ今、市民憲章を制定するのか？（これまで市民憲章制定をしなかった理由は？）

合併前の各市町には、それぞれで市民憲章、町民憲章が制定されていました。島田市と金谷町及び島田市と川根町との合併協議において「合併後、市民憲章を新たに制定する。」との方針が出されていました。そうした中、これまでの間、市制〇周年といった時期を捉えて制定していくという方針となっていたこともあり、新市誕生10周年を迎える今年制定することで、より強い一体感とともに思い入れや誇りをもっていたことを目指したいと思います。

市民憲章は、一般に市民の精神的な規範・心得として、市民の誓いというべきものです。市が目指すべきまちを誓約・宣言したものであり、協働のまちづくりを目指す島田市にとって、市民一人ひとりが、市のまちづくりを自らのものと考えてもらえる、主体的にまちづくりへ参画しようとする意思が創られるものを期待しているところであり、こうした役割を担う一つのものとしても、市民憲章を制定していきたいと考えています。